



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.100

発行：東濃西部広域行政事務組合

## 消費者問題に関する2020年の10大項目

国民生活センターでは毎年、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定しています。本年度は12月15日に公表されました。消費者問題は契約に関するトラブルだけでなく、身の回りの事故に関するトラブルも含まれます。本年度も「年齢を問わず発生、なくならない身の回りの事故」として7つの記事が発表されていますので紹介します。幼児に関するものとして①トランポリンでの事故②おもつ交換台での事故。実際の事故情報をもとに③スプレー缶製品やカセットボンベによる事故④手動車いすに関する破損事故。利用時の注意を促す⑤セルフエステの危害トラブル⑥ホットヨガのトラブルなど。その他に⑦「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」もありました。詳細は国民生活センターのHPにありますので、一読いただいて安全な日常生活にお役立てください。



こんな相談ありました



友達にフィットネスがいつでも割安で利用できるおいしい話があるからと喫茶店に誘われ、話を聞きに行ったら、ほかの人を紹介すると収入も得られるからと勝手に話が進み、断り切れずに25万円の契約をしてしまった。

連鎖販売取引、いわゆるマルチ商法のトラブルになります。この地域では同様の相談が、二十歳過ぎの仕事をしている若者から急増中です。友人からの誘いのため、断り切れず契約している場合が多くみられます。連鎖販売取引の場合、契約書面の交付義務、契約書面受け取りから20日間のクーリングオフ期間があります。クーリングオフ期間が過ぎていても中途解約できる可能性があります。

## 1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	22件
訪問販売	6件
訪問購入	1件
通信販売	48件
連鎖販売	7件
電話勧誘	4件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	9件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日

多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日

瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日

土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業